

■ 2019 年度 S 日程一般入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

自衛隊の情報保全隊が行っていた情報収集活動の違法性・違憲性が争われた事件（控訴審判決：仙台高判 2016（平成 28）年 2 月 2 日判時 2293 号 18 頁）を素材とした。

まず、問 1 においては、事件に関する違憲主張の前提として、「個人に関する情報を収集されない権利」の憲法上の根拠と権利としての性質についての説明が求められている。事案をみればわかるように、自衛隊に収集された個人情報とは、いわゆる「プライバシー」とされる私生活上の情報ではなく、対外的な活動である。私生活に関する情報にとどまらない、より広い個人情報について公権力に知られないことの保障がなぜ重要なのかの説明が必要である。解答にあたっては、憲法 13 条の「幸福追求権」の内容に関する京都府学連事件判決（最大判 1969（昭和 44）年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁）の判示、そして学説の対立を踏まえ、個人情報の保護が、なぜ「幸福追求権」に含まれるのかを丁寧に説明する必要がある。

問 2 では、問 1 の解答を踏まえて、具体的な違憲主張を構成するよう求められている。Xらは自衛隊の海外派遣に批判的な活動を行っていたことを理由にして、活動内容についての情報を収集されており、これが憲法上、どのような意味をもつのかをきちんと位置づけて、判断枠組みを設定するのが解答の第一歩となる。そのうえで、自衛隊による情報収集活動の目的の正当性と、正当とされた目的に照らして、具体的に収集された情報が適切な範囲にとどまっていなかったことを具体的に指摘していくことが必要となる。

以上